



平成23年6月号(隔月発行)

札幌司法書士会 会長 林 和宏 編集担当責任者 番井 菊世 <http://www.sihosyosi.or.jp/>
〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 電話 011-281-3505 FAX 011-261-0115

～市民生活を守る連携を目指して～



きりばたけ通信もお陰様で1周年を迎えました。紙面もカラーになり、配送先も増えました。

この「きりばたけ通信」は、広報誌ではありますが、様々な活動を行っている様々な組織のみなさんのことをもっとよく知りたい、という発想から生まれました。

司法書士もよく「何をしているかよくわからない」と言われる職業です。

業務内容はもちろん、名前も正確に覚えていただけないこともあります(「司法書士」とか「司法士」とか)。公益的、社会的な役割のある様々な団体のみなさまも同じような経験をお持ちではないでしょうか?

こうした知名度の低さは、役割が十分に社会で活用されないことに繋がりがねません。

わたしたち司法書士は、それぞれが仕事をしている上で、「これはおかしいのではないか」「これはどうにかならないのか」と疑問や壁にあたることがあります。

そうした疑問や壁をみなさんと共有することによって、1つでも解決することが出来ればと考えており、「きりばたけ通信」はその足がかりを担う広報誌です。

そこで、「きりばたけ通信」の今年度は、様々な団体や行政機関にお話をお伺いに行くことを企画しています。また国内には、様々な機関が上手に連携をとり、市民生活をよりよくすることに成功している町もあります。具体的な目標があり、お互いにその役割を理解し、実行する人材がそこにはあります。

そんな方々のお話も紹介していければと思っています。

21世紀に入り、インターネットと携帯電話の急速な普及によって、情報の量と加速度が増しております。

そんな中でも、「あの人にきけばいい」という出口ツールを持つことは、昔と変わらず大きな効果があります。

ツールは確かに複雑化してしまいましたが、市民のみなさんが出口を見つけやすいような連携のかたちを育んでいきたいです。



未成年後見制度を知っていますか?

未成年者とは、0歳～19歳の結婚前の子どものことです。

未成年者には親権者(通常は両親または父親または母親)と呼ばれる大人がいて、子どもの養育、財産管理、契約等の法律行為を行っています。

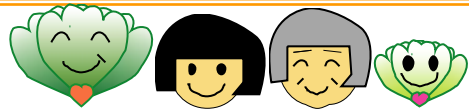
しかし、親権者が亡くなったりして、その子どものために親権を行う大人がいなくなってしまった場合は、家庭裁判所は申立により未成年後見人を選任します。

未成年後見人がいないと、遺族年金の手続きができない、死亡保険金が受け取れない等、残された子どもに不利益なことが多いためです。

未成年後見人は親権者と同じような権利義務があり、その子どもの監護養育にも責任を持ちます。

未成年後見は子どもが二十歳の誕生日を迎えたら終了します。

～司法書士の日常を通じて福祉をみる～



ご年配の方や子どもの権利を守るための業務や社会制度に

どのような意識で取り組むべきか、2人の司法書士が考えてみました。



司法書士 Oさん

「私が高齢者の権利擁護に興味を持ったのは、ご年配の方から債務整理の相談を受けていて、『親身になっていろいろ話を聞いてくれたから』消費者金融の社員が勧めるまま、何回も借入を繰り返してしまった、という例が気になったのがきっかけです。核家族化が進み、一人暮らしの方も増え、親切にしてくれる人と懇意になって、頼まれごとをなかなか断れなくなってしまうのでしょうか。しかしご年配の方の財産は、その方の人生の時間を引き換えに築き上げた大切なものです。

一昨年は特定商取引法と割賦販売法、昨年は貸金業法が改正・施行され、借入やクレジットローンの契約に関し、消費者がより保護されるようにはなりましたが、未だに返済に苦しんでいる方もいらっしゃると思いますし、今回の法改正では解決しきれない問題もあると思います。

ご年配の方々が気軽に、いろいろな相談ができる体制が必要ですね。」



司法書士 Aさん

「私は、自分自身が未成年後見人になって、子どもたちの置かれている状況について考えることが増えました。何らかの事情で親と暮らすことができない子どもたち。親に頼ることができず、おそらくはその、欠如感といったものからか、自分の存在価値を肯定的に捉えられず、ひとりぼっちで闘っている、その姿…。児童養護施設を退所した後、安定した職に就けずに野宿生活をしている人に会ったこともありました。厳しい雇用・経済情勢の下、金銭面・人間関係の面（保証人の問題等）・精神面で余裕のない子どもたちが、ただ不安定な環境に育たなければならなかった境遇を考慮されずに社会に放り出され、「自己責任」として背負わされてしまうのは、理不尽です。子どもが、子どもらしく、ときには失敗を繰り返しながら安心して成長できる社会をめざし、何ができるのか。子どもたちの声をよく聴き、考えていきたいと思っています。」



ご年配の方たちは今の日本を作ってくれた人たち、子どもたちはこれからの日本を作ってくれる人たちです。両者は宝であり、尊重されるべきなのに、不当に利用されてしまうことがあるようです。「人に何かを頼むこと」を、年配者はよしとしない世代であり、子どもたちはその方法を知らないという面があるのではないのでしょうか。みんなが安心して暮らせる社会のために、私達はもっと頑張らないとね！

司法書士による出張法律教室の

お知らせ



札幌司法書士会では高校・専門学校・短大・大学を対象に出張法律教室を行っています。

講義のテーマは

- ①消費者問題（お金の借入・悪徳商法等）
- ②労働問題

のどちらかをご選択いただきます。

講義時間をご相談に応じます。

費用は無料です。

ご希望の方は、札幌司法書士会事務局
（電話番号011-281-3505）
までご連絡ください。

編集後記

自然界には異なった次元の世界が存在するようである。空と大地、空と海。都会生活に漬かってしまうと、水平線や地平線を見る機会はあまり多くは無い。最近、水平線をゆっくりと見る機会があった。異なった世界が一線に接しているように見える。有名な海賊映画でも水平線の向こうで何かが起きる。その異なった世界を一瞬にして繋ぐことができるものがある。空と大地、空と海を。それは、雨である。雨の降っている水平線、地平線は、その境界が無くなる。雨が降るのか、水蒸気が立ち上るのかは不明であるが、その瞬間、二つの世界は一つになる。私たち司法書士はこの「きりばたけ」を通じて、その二つの世界を繋ぐ架け橋になりたいものである。（星野次郎）